

令和6年度 牧之原市内における新火葬場建設に係る  
火葬炉設備工事業者選定プロポーザル実施要領

令和6年10月

牧之原市

## 1 目的等

本実施要領は、牧之原市・吉田町・御前崎市の住民が利用する新火葬場建設に係る火葬炉設備工事を行う予定者（以下「整備予定者」という。）を選定するにあたり、本事業への参加を希望する者を対象に応募の条件を示すものである。

## 2 事業の概要

### （１）事業の名称

令和 6 年度 牧之原市内における新火葬場建設に係る火葬炉設備工事業者選定プロポーザル（以下「火葬炉選定プロポーザル」という。）

### （２）プロポーザル実施主体

静岡県 牧之原市

### （３）事業目的

現在、牧之原市・吉田町・御前崎市の住民等が利用している火葬場は、吉田町牧之原市広域施設組合で管理運営している「謝恩閣」と牧之原市御前崎市広域施設組合で管理運営している「南遠地区聖苑」の 2 つがある。

両施設とも、昭和 56 年に竣工し、竣工後 43 年が経過している。施設の老朽化がみられ、バリアフリーや環境対策への対応も不十分な状況である。

火葬炉設備は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」等を遵守する必要があるとともに、ばい煙や悪臭、騒音、振動、ダイオキシン類等の公害防止に十分配慮し、事故防止及び作業環境の向上に万全を期すことが求められ、工事業者の選定が非常に重要となる。

こうしたことから、優れた技術水準及び実績を持ち、熱意と責任をもって対応する整備予定者を選定するため、火葬炉選定プロポーザルを実施するものである。

## 3 応募者の資格要件

火葬炉選定プロポーザルに応募する者は（以下「応募者」という。）次の要件を全て満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）牧之原市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要綱（平成 17 年 10 月 11 日告示第 89 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号及び牧之原市暴力団排除条例（平成 24 年牧之原市条例第 18 条）に該当しないこと。
- （６）牧之原市競争入札参加資格を有する者

ただし、牧之原市競争入札参加資格を有しない者は、事前に入札参加資格登録手続きを完了させること。

牧之原市競争入札参加資格の登録は随時受付とする。

- (7) 建設業法に基づく、機械器具設置工事において特定建設業の許可を受けている者
- (8) 平成31年4月1日以降に新設の火葬場を2箇所以上、火葬炉納入の実績があること。  
(火葬炉設備設置工事において十分な実績がある者)
- (9) 参加形態は、単体による参加とする。

#### 4 募集手続きに関する事項

##### (1) 火葬炉選定プロポーザル日程

| 項目                   | 期日                      |
|----------------------|-------------------------|
| 実施要領等の公告             | 令和6年10月18日(金)           |
| 実施要領等に関する質問・意見の受付    | 令和6年10月18日(金)～10月25日(金) |
| 実施要領等に関する質問・意見への回答   | 令和6年11月1日(金)            |
| 参加表明書等の提出            | 令和6年11月5日(火)～11月8日(金)   |
| 参加資格確認結果通知・技術提案書提出依頼 | 令和6年11月15日(金)           |
| 技術提案書の受付期間           | 令和6年12月18日(水)～12月24日(火) |
| 審査(技術提案書の審査・ヒアリング)   | 令和7年1月15日(水)            |
| 審査結果通知               | 令和7年1月20日(月)            |

##### (2) 新火葬場建設関連事業のスケジュール(案)

- ア 基本設計事業者選定プロポーザル 令和7年2月～令和7年6月
- イ 基本設計 令和7年7月～令和7年12月
- ウ 実施設計 令和8年1月～令和8年9月

##### (3) 実施要領の公告と入手

令和6年10月18日(金) 午前9時から

実施要領や質問書などの関係書類は、牧之原市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)からダウンロードし入手する。

牧之原市市民生活部環境課窓口での閲覧、配布は行わない。

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp>

##### (4) 実施要領及び要求水準書に関する質疑の受付及び回答公表

実施要領及び要求水準書に関する質疑の受付は、次の手順により行う。

##### ア 質疑の方法

質問、意見は技術提案書作成に係る内容のみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。「質疑書」(様式集に示す通り)に必要な事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて

送信すること。

電子メールの件名は、「実施要領及び要求水準書に関する質疑」と記載すること。

なお、電子メール送信後、速やかに電話にて電子メールが受信されているかを確認すること。

電話での電子メール受信確認の受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時とし、祝日、振替休日を除いた日とする。

また、次に示す受付期間に電子メールが届いていない場合、質問、意見はないものとみなす。

イ 受付期間

令和6年10月18日（金）午前9時～令和6年10月25日（金）午後5時

ウ 送付先

静岡県牧之原市役所（相良庁舎）市民生活部 環境課

E-mail:kankyo@city.makinohara.lg.jp

エ 実施要領及び要求水準書に関する質問・意見への回答の公表

質問・意見に対する回答は、市ホームページにて公表する。

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは公表しないものとする。

回答公表日は、令和6年11月1日（金）とする。

（5）参加表明書等の提出

本件への参加を希望する者は、次のとおり参加資格に関する書類を提出し、市の確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出のない者及び参加資格がないと認められた者は、本件に参加することができない。

ア 受付期間

令和6年11月5日（火）午前9時～令和6年11月8日（金）午後5時

イ 提出書類等

様式集に示すとおり。

ウ 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便または簡易書留）により送付先まで提出すること。

エ 確認結果の通知

応募者に対して、令和6年11月15日（金）までに書面をメールにて通知する。

（6）技術提案書の受付

参加資格を認められた応募者から、提案書及び図面を次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和6年12月18日（水）午前9時～令和6年12月24日（火）午後5時

イ 提出書類及び図面

様式集に示すとおり。

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 提出先

静岡県牧之原市役所（相良庁舎）市民生活部 環境課  
〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地

（7）注意事項等

- ア 応募に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- イ 提出された参加表明書や技術提案書については、誤字等の軽微な修正以外の訂正や変更、資料の追加等は、牧之原市からの依頼又は合意のあったもの以外は一切認めない。
- ウ 提出書類等に不備があった場合（記載漏れや誤記等により内容が確認できない等）や参加資格を満たさなくなった場合は、その後の審査は行わない。
- エ 応募者は、提出期限以降に技術提案書の差し替え及び再提出することができない。
- オ 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- カ 提案に対して談合等による不正行為を行ってはならない。

（8）失格基準

次の項目に該当した提案者は失格となる場合がある。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載してある場合
- イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ウ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- エ 本審査が終了するまでの間において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合

（9）ヒアリングの実施

- ア 実施期日は、令和7年1月15日（水）とする。
- イ ヒアリング等の実施日時、場所等の詳細については、資格審査を通過した応募者に別途通知する。  
なお、応募者数によって、時間配分等については前後する場合がある。
- ウ 出席者は、1提案者当たり5名以内とする。
- エ 使用するパソコン等の機材については、応募者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意する。
- オ ヒアリング等については、概ね以下の時間配分で行うものとする。  
準備（5分）・プレゼンテーション（30分）・質疑応答（30分）・片付け（5分）計70分
- カ プレゼンテーション等の内容については、参加表明書及び技術提案書に沿ったものとし、構成は提案者の自由とする。

## 5 選定の手続き

### 選定委員会の設置

市は、審査にあたり、選定委員会において、応募者から提出された提案書等を基に、選定基準に基づき審査を実施する。提案内容の審査に関して、公平性や透明性、客観性を確保し、幅広い見地からの意見を参考とするため、関係職員等により委員会を構成する。

## 6 提出書類等の取扱等

- (1) 提出書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類等は、選定以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出書類等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、牧之原市等が必要と認める場合には無償で使用できることとする。
- (4) 提出書類等は、審査にあたり複製する場合がある。
- (5) 牧之原市は、提出書類等について必要に応じて、市ホームページ等での公表等を行う。
- (6) 本プロポーザルのため、牧之原市から受領した資料は、牧之原市の承諾なく目的外使用や公表することはできない。

## 7 提出書類等の作成及び提出等の費用

提出書類等の作成、提出に要する費用等、応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

## 8 評価の基準

評価の基準については、「令和6年度 牧之原市内における新火葬場建設に係る火葬炉設備工事業者選定プロポーザル評価基準」に示す。

## 9 審査結果の通知等

- (1) 優先交渉権者等の決定
  - ア 提案内容等を総合的に評価し、市は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
  - イ 優先交渉権者等を決定した時は、全ての応募者へ結果を通知する。
- (2) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者等の決定後、審査結果を市ホームページで公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

## 10 事業主体等

新火葬場建設に係る実施設計以後の業務については、吉田町牧之原市広域施設組合（以下「吉牧組合」という。）が行う。

こうしたことから、整備予定者に選定された者は、吉牧組合が別途発注する新火葬場建設火葬炉設備工事（仮称）の受託者となる。

## 11 設計支援等

整備予定者に選定された者は、牧之原市が別途発注する新火葬場建設に係る基本設計業務等（仮称）、吉牧組合が別途発注する新火葬場建設に係る実施設計業務等（仮称）に対して、資料の提供等の支援を行う。

## 12 事業計画等の変更及び中止

- （１）今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、牧之原市等は、事業の計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- （２）審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して牧之原市は、一切の責任を負わないものとする。

## 13 問い合わせ先

静岡県牧之原市 市民生活部 環境課

〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地

電 話：0548 - 53 - 2609

F A X：0548 - 53 - 2889

E-mail:kankyo@city.makinohara.lg.jp